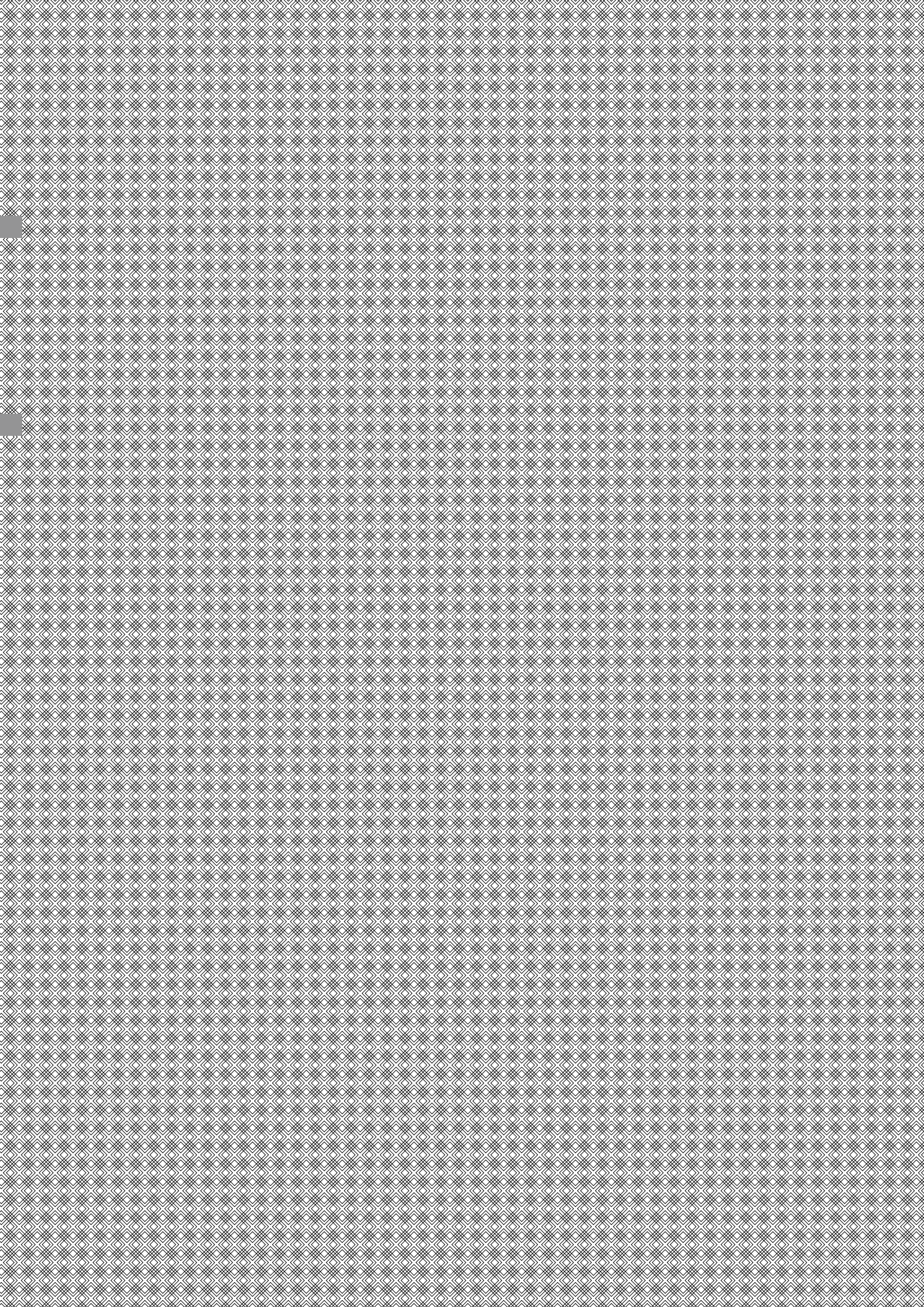


Z—73—H

国税徴収法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和5年4月7日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「H1～H4」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 65 点—

問 1 (35 点)

次の(1)~(3)について、簡潔に説明しなさい。

- (1) 共同的な事業者の第二次納税義務の要件及び責任の限度
- (2) 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立てと国税の徴収との関係(ただし、国税不服審判所長及び行政不服審査法第 11 条第 2 項に規定される審理員の権限に属する事項については説明する必要はない。)
- (3) 国税通則法第 46 条の納税の猶予を税務署長等が取り消すことができる場合及びその手続

問 2 (15 点)

国税徴収法においては、滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例に関する規定が設けられているが、その特例の内容について説明するとともに、その特例が設けられている趣旨(理由)について、滞納処分の違法性の承継に触れつつ説明しなさい。

問 3 (15 点)

次の〔設例〕において、①~③の事由が、国税の徴収権の消滅時効にどのように影響を及ぼすか(具体的日付を用いて説明する必要はない。)を述べた上で、消滅時効の完成により、甲の滞納国税について徴収権を行使することができなくなる日を答えなさい。なお、附帯税について考慮する必要はない。

〔設例〕

滞納者甲は、令和 5 年 3 月 10 日、令和 4 年分の申告所得税の確定申告を行い、納付すべき税額(300 万円)が確定したが、法定納期限である令和 5 年 3 月 15 日までに納付しなかった。(なお、他に滞納となっている国税はない。)

- ① そのため、甲の滞納国税の納税地を所轄する乙税務署長は、同年 4 月 26 日、甲の令和 4 年分申告所得税に係る督促状を発送し、督促状は同月 28 日に甲に送達された。
- ② 督促状の送付を受けた甲は、同年 5 月 15 日に乙税務署を訪れ、令和 4 年分申告所得税を一時に納付することが困難であるとして、同国税につき国税徴収法 151 条の 2 の規定による換価の猶予の申請を行った。

乙税務署長は、甲の申請を許可することとし、同月 22 日、甲の令和 4 年分申告所得税全額について、猶予期間を同月 15 日から同年 10 月 31 日までとし、各月末日に 50 万円ずつ分割して納付することを内容とする換価の猶予許可通知書を発送し、同通知書は同月 24 日に甲に送達された。

- ③ 同年 6 月 28 日、甲の財産について強制執行が開始されたことから、同年 7 月 5 日、乙税務署長は、甲の滞納国税について丙地方裁判所に交付要求を行うこととし、同日、丙地方

裁判所宛に交付要求書を発送するとともに、甲宛に交付要求通知書を発送した。

交付要求書は同月 6 日に丙地方裁判所に送達されたものの、同月 10 日、甲宛の交付要求通知書が郵便局から返戻されたため、同月 12 日、乙税務署徴収職員は甲の自宅に赴き、甲に交付要求通知書を交付した。

同年 8 月 31 日、乙税務署長は、上記の交付要求に基づく配当として金銭 100 万円の交付を受け、同日、甲の滞納国税に充当したが、甲からは、その後も残額の 200 万円が納付されることなく換価の猶予期間を経過した。

〔第二問〕 — 35 点 —

次の〔設例〕において、以下の問 1 及び問 2 に答えなさい。

〔設例〕

- 1 印刷工場を経営する滞納会社甲社は、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの期間を事業年度(消費税及び地方消費税の課税期間)とする消費税及び地方消費税確定分 200 万円(法定納期限等：令和 5 年 2 月 28 日)を滞納している。
- 2 令和 5 年 6 月 1 日、甲社は、その代表者の知人である乙との間で、乙から事業資金として 500 万円を借り入れるに当たり、甲社が所有する印刷用の機械設備(評価額 500 万円)を担保の目的で乙に譲渡する旨の契約を締結し、同月 5 日、動産譲渡登記を経由した。
- 3 令和 5 年 9 月 4 日、X 税務署長は、甲社の滞納国税 200 万円を徴収するため、譲渡担保権者である乙に対して国税徴収法第 24 条第 2 項に基づく告知を行うとともに、乙の納税地を管轄する Y 税務署長及び甲社に対し、その旨を通知した。
- 4 上記 3 の告知を受けた乙は、上記 2 の貸付金について、甲社からの返済が滞っていたことから、令和 5 年 9 月 7 日、甲社に対して譲渡担保権を実行する旨の通知を行い、返済されていない貸付金額 450 万円と機械設備の時価 500 万円との差額 50 万円を現金で甲社に交付するとともに、その機械設備を乙の事務所に持ち帰った。
これにより、乙は譲渡担保財産である機械設備の所有権を確定的に取得するとともに、甲社と乙との間に債権債務関係はなくなった。
- 5 乙は、令和 4 年分の消費税及び地方消費税 400 万円(法定納期限等：令和 5 年 3 月 31 日)を滞納していた。
- 6 令和 5 年 9 月 11 日、Y 税務署徴収職員は、乙の財産調査のために乙の事務所を訪れたところ、上記 4 の事実を把握したため、乙が取得した機械設備を差し押さえた。
- 7 令和 5 年 9 月 18 日、X 税務署長は、甲社の滞納国税を徴収するため、Y 税務署長が差し押さえた機械設備につき参加差押えをした。
- 8 令和 5 年 9 月 20 日、Z 県税事務所長は、乙の滞納地方税 200 万円(法定納期限等：令和 4 年 8 月 31 日)を徴収するため、Y 税務署長が差し押さえた機械設備につき参加差押えをした。
- 9 甲社及び乙は、他に差し押さえるべき財産を有していない。

問 1 (20 点)

国税徴収法第 24 条に基づく譲渡担保権者の物的納税責任を追及するための一般的な要件を述べた上で、X 税務署長が行った参加差押えの有効性について、理由を付して答えなさい。

問 2 (15 点)

機械設備が滞納処分により換価された場合に、X 税務署長、Y 税務署長及び Z 県税事務所長が、それぞれ受けることができる配当金額について、理由を付して答えなさい。なお、換価代金は 500 万円とし、滞納処分費、附帯税及び遅延利息等について考慮する必要はない。

